

平成29年度三木市特定教育・保育施設監査結果の概要

I 特定教育・保育施設監査結果の公表にあたって

本市では、市内の特定教育・保育施設のより一層の充実をめざし、市が独自の監査を行うことにより、施設の教育・保育の質の向上及び運営の適正化を図ることを目的として本監査を実施しています。

本監査では関係法令・通知等を遵守し適切に管理運営が行われているかを確認し、運営基準等を満たしていないときは改善指導を行うなど、法の適正実施の確保、サービス・質の向上を図ることとしています。

本年度の監査の実施結果について、三木市特定教育・保育施設の評価及び監査に関する条例第6条に基づき公表します。

II 監査結果の区分について

監査の結果は、「監査結果通知書」により改善が必要な事項等を対象施設へ通知します。この通知には「是正の報告を要する事項（重要事項）」や「改善を要する事項（技術指導）」等を具体的に記載しています。

なお、「是正の報告を要する事項（重要事項）」については期限を定め、文書により改善内容の詳細を市に報告するよう義務付けています。

III 監査対象数及び監査方法

外部の監査専門官（以下「監査官」という。）及び就学前教育・保育課（以下「所管課」という。）職員により、市内の特定教育・保育施設21カ所全てを対象に書面監査（合同監査）を実施し、うち民間認定こども園5施設、公立認定こども園1施設、公立保育所1施設、公立幼稚園3施設に対し実地監査を行いました。

実地監査については、民間施設は、後述のV1から5に関して監査官及び所管課職員にて実施し、公立施設は、市各担当課が担う項目を除いた同V3及び5に関して所管課職員にて実施しました。

IV 最重点事項

次の4項目を最重要事項としました。

- (1) 「子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例」に即した適切な運営を図ること
- (2) 適切な利用者支援の確保を図ること
- (3) 関係職員の資質の向上を図るため各種研修を適切に計画・実施すること
- (4) 法人と施設の組織的な運営チェック体制を確立すること

V 監査の結果

【書面監査（合同監査）】

県の保育所チェックリスト、市の社会福祉法人チェックリストの各項目及び市の定期監査資料のほか、次の事項に重点をおいて書面監査（合同監査）を実施しました。

1 法人運営の適正化の推進

- (1) 法人の運営管理体制の確立
 - ・定款変更の状況（社会福祉法の改正、事業内容変更等に伴うもの）
 - ・理事長専決事項等に関する定款細則の整備
 - ・組合等登記令に基づく登記
 - ・理事、監事及び評議員の選任と構成
 - ・理事会及び評議員会の適切な開催、要審議事項の審議
 - ・役員報酬の支給状況（勤務実態及び役員報酬規程）
 - ・監事監査の適正執行と理事会、評議員会及び本市への報告
 - ・就業規則、給与規程、経理規程などの諸規定類の整備
- (2) 資産管理の適正化
 - ・基本財産・運用財産等の区分及び管理
 - ・債権、債務の管理（不適切な債務の解消）
- (3) 会計経理の適正運用
 - ・社会福祉法人会計基準、経理規程準則等に基づく会計経理及び契約
 - ・内部牽制体制の確立

- ・当期末支払資金残高（繰越金）、積立金、引当金の適正な処理
- ・保護者徴収金及び寄附金等の取扱い

2 施設運営の適正化の推進

(1) 施設の運営管理体制の確立

- ・適切な事業計画の策定
- ・人事管理の適正化
- ・「設備及び運営基準」に基づく施設設備の適切な維持管理
- ・感染症及び食中毒対策の確立

(2) 安全確保対策の充実強化

- ・避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
- ・消防用設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備

(3) 不祥事防止対策の確立

- ・法人及び施設の会計事務処理の執行管理体制の強化
- ・相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入
(建設請負契約、物品納入契約、職員給与費、食材料等の購入等)

(4) 自主的情報開示の推進

- ・法人が提供するサービスの内容、業務及び財務内容

(5) 個人情報 の 適正な取扱いの確保

- ・個人情報保護規程の整備

3 適切な利用者支援の確保

(1) 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保

(2) 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保

(3) 身体拘束ゼロへの取組及び虐待防止の取組

(4) 利用者支援の充実

- ・教育保育課程及び指導計画の作成及び評価
- ・個別支援方針の策定
- ・保育日誌等の整備、職員会議の実施
- ・食事提供の充実、アレルギー食対応
- ・健康管理対策、保健・医療の確保
- ・相談体制、保護者との連携
- ・関係機関との連携

- ・ 苦情解決、福祉サービス向上への対応状況
 - ・ 地域における子育て支援の取組
- (5) 事故防止の取組及び事故発生時の適切な対応

4 必要な職員の確保と職員処遇の充実

- (1) 職員の確保及び定着化
- (2) 労働時間の短縮等労働条件の改善
 - ・ 労働時間と休憩等の取扱い
 - ・ 職員健康診断の適正な実施
 - ・ 退職手当共済制度への加入の適正化
- (3) 業務体制の確立と業務省力化の推進
- (4) 職員研修等資質向上対策の推進
 - ・ 人権啓発、虐待防止等に係る研修受講の推進及び内部伝達研修の充実
- (5) 福利厚生等の充実

5 地域における子育て支援の充実

- (1) 教育・保育の内容の保護者への説明
- (2) 地域交流事業の推進
- (3) 安全・安心の施設づくり

≪ 監査結果の総評 ≫

1 評価できる取組内容

- (1) 前回監査指摘事項の改善について
 - ・ 直近の県指導監査、市条例監査で指摘された事項について、一定の改善が見られた。
- (2) 児童の育成支援研修への参加
 - ・ すこやかな児童の育成を支援するため、積極的に研修に参加するなど自己研鑽に努めていた。
- (3) 地域における子育て支援
 - ・ 新たな特定教育・保育施設の役割として重要となる地域の子育て支援や小学校、地域団体及び他の社会福祉施設との交流に積極的に取り組んでいた。

2 改善を要する事項

(1) 安全対策等マニュアルについて

- ・防犯、不審者対策などについて、マニュアルを整備し、さらに職員周知を徹底する必要性が認められた。

(2) 監査項目内容の定期点検について

- ・施設における自己点検について、定期的な実施を継続する必要性が認められた。

(3) 監査資料提出の遅延について

- ・「自己点検・自己評価チェックシート」の提出期限を超過する施設が散見された。

【実地監査】

10施設（民間認定こども園5施設、公立認定こども園1施設、公立保育所1施設、公立幼稚園3施設）の実地監査を実施しました。

≪ 監査結果の総評 ≫

1 評価できる取組内容

(1) 教育・保育計画等の作成

- ・指導計画等について詳細に記録がなされ、児童一人ひとりの状況を職員全員が把握し、支援の必要な児童についても、生活を通して共に成長できるよう、それぞれ個別の指導・支援計画を作成し、児童の状況に即した教育・保育に努めていること。

(2) 各種規程の整備

- ・就業規則、賃金規程等の各種規程は十分に整備されていること。

(3) 研修体制の充実

- ・研修体系、計画、実績ともに非常に充実していること。

(4) 地域・保護者との連携等

- ・全ての施設が保護者との連携に積極的に取り組んでおり、新たな特定教育・保育施設の役割として重要となる地域の子育て支援や小学校、地域団体及び他の社会福祉施設との交流に努めていること。

2 改善を要する事項

(1) 社会福祉法改正への対応

- ・社会福祉法改正に伴う必要書類について遺漏のないよう整備す

ること。

(2) 定款細則の状況

- ・定款細則の記載内容について、明確性の向上を図る工夫が必要であること。

(3) 契約事務等

- ・契約事務において随意契約とする場合、稟議書等により契約の経緯及び選定理由を明らかにするなど、各法人が定めた経理規程に基づき、契約事務の適正化を図ること。また、決裁規程の見直しや整備により、専決者を指定し、事務処理の責任者を明確にする必要があること。

(4) 安全対策等マニュアルについて

- ・防犯、不審者対策などについて、マニュアルを整備し、職員周知を徹底する必要があること。

●書面監査及び実地監査の結果●

- 文書指示事項（重要事項）のある施設・・・・・・・・該当施設なし
- 口頭指示事項（技術指導）のある施設・・・・・・・・2施設（3件）
- 指示事項のない又は助言指導のある施設・・・・19施設

（注：施設数には重複を含む。）

Ⅶ 特別監査

特別監査を実施した案件はありません。

Ⅷ 今後について

1 安全対策の徹底

利用者が良好な環境のもとで生活を営むためには、各法令に定められている施設・設備の基準を確保する必要があります。また、非常災害に平穏かつ迅速に対応するには日頃からの訓練が大変重要です。そのために事故防止、虐待対応などについて、マニュアルを整備し、職員が一人ひとり理解し実践することが大切です。

2 児童の健康及び安全の確保

利用者に対して適切な保育を提供するにあたって、児童の健康

及び安全の確保は非常に重要な問題です。乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、それまでの健康状態や既往歴からは予想できずに突然の死をもたらす症候群とされており、日頃からSIDSチェックを実施することにより子どもの呼吸状態を把握し、リスク回避を徹底することが大切です。

3 会計処理の適正化

日常の会計処理や現金管理、予算執行管理及び決算時における各種書類の作成は非常に重要です。経理処理は各関係通知に基づき適切に執行し、例えば小口現金収入等を保管する場合は、現金出納帳等を作成し管理することが基本となっています。また、会計処理の適正化、事故防止等を図るため、当日中の記載や複数の職員による金銭残高の確認等を行う必要があります。さらに、財務状況は公表が原則となっていますので、財務会計処理のみならず、拳証資料、必要文書の保管や保管責任者の明確化により、適正な情報公開を進めることが大切です。

IX 今後の市の方針

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的に、社会福祉法に基づき設立された法人で、その公益性は高く、必要な事業を確実、効果的かつ適正に実施するために、その提供する公益的福祉サービスの質の向上と事業運営の透明性の確保を図らなければなりません。このため、社会福祉法等の法令で定められた適正な運営が求められています。また、今後は各法人で「社会福祉充実計画」の策定など今回の法改正に対応した取り組みを進めていく必要があります。

本市においては、①法の適正実施の確保、②サービス・質の向上、③人材・施設・設備等基礎的条件の整備、④指摘事項の是正改善などの課題解決に向け、迅速かつ適切な対応を図ります。

また、次年度は次の二つのテーマで研修を実施し、現状の改善及び質の確保を図ります。

○「特定教育・保育施設の運営について」

○「すこやかな子どもの育成・発達支援について」